

入札説明書

恩ヶ芝系重要給水施設配水管更新工事（令07－02）
水工2号

令和7年9月

奈良県広域水道企業団
桜井事務所
工務課

1 競争入札参加資格確認申請書に関する事項

競争入札参加資格確認申請書等の提出にあたって必要な書類や注意事項は以下のとおりです。

競争入札参加資格確認申請書（第4号様式）	・この入札以前に桜井市が入札公告を行った低入札価格調査制度対象の工事において、現在、調査基準比較価格を下回る価格で単体の建設業者又は共同企業体の構成員として契約している場合で、過去2か年度（令和5年度及び令和6年度）の工事成績評定点の平均値が75点未満（桜井市が総合評価落札方式で入札を行った工事のみ対象）のときは、当該工事が完成し、かつ引き渡し完了していなければ入札に参加できません。
配置予定技術者届（第4-2号様式）	・この様式は複数名分を提出することができます。ただし、入札日及び本工事期間中に営業所の専任技術者でない者に限ります。 ・技術提案書で提出が必要な「配置予定技術者の実績（様式12）」は、この様式で提出された技術者から選任することとします。 《添付書類》 ・技術者の資格を証明する書類の写し ・3か月以上の雇用関係を証明する書類（雇用保険被保険者証の写しなど） 【監理技術者が必要とされる工事のみ】 ・監理技術者資格者証の写し ・監理技術者講習修了証の写し
モラルに対する決意を記載した書類（第4-3号様式）	

- ※ 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、競争入札参加資格の確認以外に使用しません。
- ※ 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料は、返却しません。
- ※ 提出された競争入札参加資格確認申請書等及び添付資料等の差し替え、追加及び再提出は認めません。

2 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。
 - ア 提出期限：令和7年9月11日（木）の正午まで
 - イ 提出場所：奈良県広域水道企業団 桜井事務所 工務課（2階）
 - ウ 提出方法：任意の様式による書面を持参
- (2) 説明を求められたときは、令和7年9月11日（木）の午後4時までに電子メールで回答します。

3 技術提案書に関する事項

技術提案書の提出にあたって必要な書類や注意事項、評価基準は以下のとおりです。

技術提案書等提出書（様式7）
安全管理（安全管理に係る技術的所見）（様式8-3） ・一般通行車両に対する安全対策について、当該様式1枚につき1提案を記入してください。提案数は最大で3つです。4提案以上の提案があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とします。 ・評価された提案の数を用いて、別紙1「落札者決定基準」により配点します。 ・評価された提案のみが履行義務となりますが、受注者の責めにより評価された内容が履行されない場合は、竣工時の工事成績評定における評定点計を10点減点します。
施工管理（施工管理に係る技術的所見）（様式8-4） ・周辺隣接家屋への騒音対策について、当該様式1枚につき1提案を記入してください。提案数は最大で3つです。4つ以上の提案があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とします。 ・評価された提案の数を用いて、別紙1「落札者決定基準」により配点します。 ・評価された提案のみが履行義務となりますが、受注者の責めにより評価された内容が履行されない場合は、竣工時の工事成績評定における評定点計を10点減点します。
企業の施工実績（工事成績評定点）（様式9） ・過去3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に元請（共同企業体の構成員として請け負った工事を含む。）として、完成かつ引渡し完了した、桜井市発注の予定価格（税抜）が2,500万円以上の一般土木工事等（舗装工事・PC橋上部工工事・鋼橋上部工工事・橋梁塗装工事・水門工事・建築工事・設備工事（土木設備・建築設備・下水道設備・水道設備）・建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体工事」・さく井工事以外の全ての工事。以下同じ。）について記入してください。ただし、桜井市で発注を行い、奈良県広域水道企業団にて完成検査を受けた案件を除きます。 ・上記の予定価格について、桜井市建設工事等競争入札参加資格における土木一式工事の格付けランクA等級の者は、予定価格（税抜）が2,500万円以上の工事成績評定点を評価の対象とします。ただし、過去に等級に変更があった入札参加者においては、以前の格付けランクがB等級であったときは1,500万円以上、C等級であったときは600万円以上の工事成績評定点を評価の対象とします。 ・対象工事の工事成績評定点の平均値を用いて、別紙1「落札者決定基準」により配点します。
企業の施工実績（表彰）（様式10） ・過去3年間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）に元請（共同企業体の構成員として請け負った工事を含む。）として、完成かつ引渡し完了した、国土交通省近畿地方整備局（空港港湾関係を除く。）並びに奈良県が発注した一般土木工事等に対する表彰について記入してください。 ・以下の対象となる表彰の数を用いて、別紙1「落札者決定基準」により配点します。ただし、本工事の公告日の前日（令和7年8月31日）までに表彰を受けたものに限りします。 【国土交通省近畿地方整備局】 ・優良工事等施工者（工事施工者）表彰 ・優良工事等施工者（技術開発）表彰 ・優良工事等施工者（安全対策）表彰 ・優良工事等施工者（現場環境向上）表彰 ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰 【奈良県】 ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰
《添付書類》 ・表彰状の写し又は当該機関が発行した証明書

ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得（様式11）	
・ 本社、工場及び本市との契約先となる支店・営業所等、当該工事関係部署の全てについて、本工事の公告日時点（令和7年9月1日）におけるISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証取得の有無について記入してください。 ・ 認証取得の数を用いて、別紙1「落札者決定基準」により配点します。	
≪添付書類≫ ・ 各シリーズの認証の取得に関する登録書及び付属書の写し ・ 支店・営業所等が認証対象であることが確認できる会社組織図等	
配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）（様式12）	
・ 過去15年間（平成22年4月1日から本工事の公告日（令和7年9月1日）まで）に元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含む。）として、完成かつ引渡しが完了した、国、奈良県、桜井市、その他の地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同施行令（平成13年政令第34号）第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体（当該事実が桜井市で確認できるものに限る。））又はその他の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する別表第1に掲げる法人）が発注した最終請負価格（税込）が2,500万円以上の同種工事（「水道施設整備工事または水道管布設工事」）において、工期の完了日まで従事していた監理技術者、主任技術者又は現場代理人（現場代理人として配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有し、工期の完了日から遡って2分の1以上の期間従事した者に限る。）としての施工経験について記入してください。 ・ この様式は、複数名分を提出することができます。また、提出できる配置予定技術者は、競争入札参加資格確認申請時に提出されている配置予定技術者届（第4-2号様式）にある者のみです。なお、落札した場合は、この様式で提出された者の中から1名を現場に配置する必要があります。 ・ 施工経験の実績内容を用いて、別紙1「落札者決定基準」により配点します。ただし、複数名分を提出されている場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用します。 ・ 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中に配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、竣工時の工事成績評定における評定点計を10点減点します。なお、途中交代が認められるのは、死亡・傷病・出産・育児・介護・退職など真にやむを得ない場合に限りです。	
≪添付資料≫ ・ 同種工事の実績が的確に確認できる書類（コリンズ竣工登録時にJACICから発行される登録内容確認書（カルテ受領書）を原則とするが、無い場合や記載内容で確認できない場合は、工事（事業）引渡書・契約書・金抜設計書・図面・施工計画書・現場組織図の写しなど。ただし、いずれの資料も変更している場合は、最終のものを添付すること。）	
【現場代理人としての実績を記載する場合のみ】 ・ 監理技術者資格者証の写し ・ 監理技術者講習修了証の写し	
地域精通度（主たる営業所（本店）の所在地）（様式13）	
・ 本工事の公告日（令和7年9月1日）時点における、本工事に必要な建設業許可を受けている本店の所在地を記入してください。 ・ 本店の所在地がどこであるかを用いて、別紙1「落札者決定基準」により配点します。	
地域貢献・社会貢献（災害協定の締結）（様式14）	
・ 本工事の公告日（令和7年9月1日）時点における、国土交通省近畿地方整備局・奈良県または桜井市との間での災害協定の締結について記入してください。 ・ 災害協定の締結の有無を用いて、別紙1「落札者決定基準」により配点します。	
≪添付資料≫ ・ 災害協定の締結を確認できる書類（協定書の写し等）	
【入札参加者の所属する団体組織が災害協定を締結している場合のみ】 ・ 入札参加者が本工事の公告日時点で当該団体組織に所属していることがわかる書類（当該団体組織が発行する証明書等）	

4 技術提案の適否に対する理由の説明

(1) 技術提案が適正でない旨の通知を受けた者は、その理由について、次に従い、書面により説明を求めることができます。

ア 提出期限：令和7年10月21日（火）の正午まで

イ 提出場所：奈良県広域水道企業団 桜井事務所 工務課（2階）

ウ 提出方法：任意の様式による書面を持参

(2) 説明を求められたときは、令和7年10月21日（火）の午後4時までに電子メールで回答します。

5 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定については、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により一時保留し、学識経験者の意見聴取及び総合評価審査委員会を経て、落札者を決定します。

(2) 同じ開札日で複数の入札に同じ配置予定技術者を立てる場合は、開札時間順に落札決定しますので、落札決定した後の入札については入札参加資格の喪失（配置技術者の不備）による失格となります。また、入札価格が予定価格を超える場合は、失格となります。

(3) この入札は、低入札価格調査制度を採用しています。落札者となるべき者の入札価格が、入札公告「1 競争入札に付する事項等」の「（7）調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く）（以下「調査基準比較価格」という。）」を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査（以下、「低入札価格調査」という。）し、その結果によっては落札者とならない場合があります。なお、この調査を行った場合は、入札公告「1 競争入札に付する事項等」の「（5）工期」の始期（着工日）が変更となることがあります。

(4) 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者が、桜井市が入札公告を行った低入札価格調査制度対象の工事において、現在、調査基準比較価格を下回る価格で単体の建設業者又は共同企業体の構成員として契約している場合で、過去2か年度（令和5年度及び令和6年度）の工事成績評定点の平均値が75点以上（桜井市が総合評価落札方式で入札を行った工事のみ対象）のときは、当該工事が完成し、かつ引き渡し完了していなければ失格となります。

(5) 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は、次に従い、低入札価格調査に必要な書類の提出及び契約審査会が行う事情聴取に応じなければなりません。なお、書類が提出されない場合や事情聴取に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

ア 提出期限：令和7年10月31日（木）の午前9時から正午まで

イ 提出場所：奈良県広域水道企業団 桜井事務所 工務課（2階）

ウ 提出方法：桜井市低入札価格調査制度実施要領第7条に規定する書類を持参

6 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

(1) 前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。

(2) 契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。なお、契約保証金を支払わない場合又は契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。

(3) 主任（監理）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置が必要です。

(4) 低入札価格調査時の積算内訳と工事完了後の実績を対比するため、調書の提出が必要です。

(5) 下請代金の不払い及び支払期間が不適切でないか等を確認するため、調査やヒアリングを実施する場合があります。